

■放牧予定期間

5月上旬～11月上旬頃

(令和8(2026)年度は、5月8日～11月9日を予定)

詳細は年度初めに決定し、放牧地の状況により変更する場合があります。

■放牧対象牛の種類・月齢

①乳用牛及び肉用牛

②おおむね生後6ヶ月以上の牛

■放牧区の区別・放牧馴致等

①乳用牛と肉用牛を各々別群に放牧します。(2区・全15ha)

②放牧の環境に順応させるため、飼養者側で入牧前の「放牧馴致」を実施してください。

③放牧は、電気牧柵による管理をおこないます。そのため、入牧時のおおむね1週間程度の間、牧場内において馴致放牧を予定します。

■放牧対象牛の防疫等(入牧条件等)(町営牧場条例第12条関係)

①入牧前までに、必ず「牛の呼吸器病6種混合ワクチン」の予防接種を受けてください。

②入牧前までに、県家畜保健衛生所が実施する所定の検査を受けてください。

その検査結果により明らかに疾病牛と判断されたもの、その他、同所から防疫上あるいは健康管理上の事由により放牧に適さないと判断されたものは入牧できません。

③入牧前に必ず除角してください。但し、牧場が指定する〔角カバー〕を装着した牛については除角せずとも入牧の対象とします。(※1)

悪癖のある牛は入牧できません。(放牧後も同様です)

※1 角カバー対応については2021年度から試験的に採用します。カバーは飼養者が準備願います。

また装着した牛であっても放牧中悪癖がある場合は、退牧願う場合があります。

④耳標を装着してください。

⑤牧場において、ダニ防除などのため薬品による対策を行います。但し、薬品代は飼養者の負担となります。

⑥放牧対象牛については、必ず家畜共済に加入してください。また、放牧牛の入退牧履歴などの牛トレサ情報については、牧場側から加入共済組合等に直接情報提供する場合があります。

■入退牧の取扱い

① 手順

- ・申請書の提出
- ・県家畜保健衛生所による放牧前の衛生検査
- ・ワクチン接種
- ・放牧(前)馴致

・放牧

- ② 妊娠牛は、分娩日までに退牧していただきます。
- ③ 種付けは場内では行いません。

■放牧料金（町営牧場条例第9条関係）

放牧料金は以下の通りです。（1日1頭あたり）（消費税含む）

区分1	区分2	町内	町外
肉用牛	成牛	250円	300円
	仔牛（12か月未満）	220円	260円
乳用牛	成牛	290円	340円
	仔牛（12ヶ月未満）	250円	300円

※猪苗代町在住の飼養者を「町内」。それ以外の市町村を「町外」とします

■放牧料金の納入

放牧料金は原則として2期に分割納入していただきます。（薬品代も同様）

第1期 開牧より7月末までの放牧分 （8月末日まで納入）

第2期 8月1日より閉牧までの放牧分 （11月末日まで納入）

■事故防止対策及び免責

- ① 放牧中の事故防止については、以下の対策を講じ万全を期します。
 - ・ 1日数回の巡視
 - ・ 県家畜保健衛生所による衛生検査の実施（月に1回程度）
 - ・ 寒冷遮の設置などによる暑熱対策など
- ② 放牧中に疾病・獣害またはその他の不慮の事故により損害が生じた場合は、放牧施設等に瑕疵があった場合を除き、牧場はその賠償を行わないものとします。

（町営牧場条例第13条関係）

■放牧中の疾病及び事故処理

- ① 放牧期間中の放牧牛に疾病又は事故が生じたときは、牧場は速やかに飼養者・獣医師及び関係機関に連絡し、対応を協議するとともに適宜処理します。
- ② 疾病または事故に関し、獣医師の判断により飼養者に対して対象牛の退牧または処置を願う場合があります。

■放牧の申込み

- ① 申込書類は、猪苗代町営磐梯山牧場（一般財団法人猪苗代町振興公社 総務課）へ提出願います。
- ② 申込書の受付に対し、放牧受け入れ頭数の限度を超える場合には入牧制限などにより調整させていただくこともあります。
- ③ 申込書の提出期限
開牧日に入牧させる場合 3月31日までに提出願います。

期間の途中で入牧させる場合

入牧を予定する日の1か月前の衛生検査前日までに提出願います。
期間途中の入牧日は、その月の衛生検査日同日を原則とします。
開牧期間中の衛生検査日程は、開牧日までに決定しお知らせします。

■放牧に関する問い合わせ・連絡先

▼ 一般財団法人猪苗代町振興公社 総務課

TEL.0242-65-2150（総務課：水曜休）

FAX.0242-65-2643

〒969-3283

福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字東中丸 344-4

「猪苗代緑の村」内

▼ 猪苗代町営磐梯山牧場（牧場管理事務所）

TEL.0242-63-0115（直通）

FAX.同上

福島県耶麻郡猪苗代町字清水尻 7132

- ・ 牧場管理事務所は正午から午後1時のみ、電話受け可能です
- ・ その他の時間や急ぎの場合などは、公社総務課にお願いします
- ・ 書類等郵送の場合は、公社総務課宛てにお願いします